川崎市立藤崎小学校校長 上野 和美

インフルエンザに罹患した場合の登校許可書の取扱いについて

インフルエンザは、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が突然現れる、感染力が強い病気です。 学校においては、学校保健安全法施行規則第19条で、出席停止期間が決められております。

川崎市立学校においては、以前から、川崎市教育委員会と川崎市医師会との協議を踏まえ、感染症の拡大防止の 観点から医療機関が発行する登校許可書の提出の協力を保護者様にお願いしていましたが、新型コロナウイルス 感染症と季節性インフルエンザが同時流行した場合の医療のひっ迫を回避するために、医療がひっ迫することが予想 される令和4年12月から令和5年3月末までの期間、医療機関が発行する登校許可書の提出を求めないことといた しておりましたが、この取り扱いを、当面の間延長することといたしました。

インフルエンザと診断された場合は、次のインフルエンザ出席停止期間は十分療養し、医師の指導のもと、回復してから登校するようにしていただきますようお願いします。その際、インフルエンザによる療養期間(〇月〇日から〇月〇日まで)を、連絡帳等で学校へお知らせください。

【インフルエンザ出席停止期間の基準】

「<u>発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過</u>し、かつ<u>解熱した後2日を経過</u>するまで出席停止とする。」

かかきましりつをじませょうがっこう 川崎市立藤崎 小 学校 こうちょう うえの かずる 校長 上野 和美

いる。るえるなりようようほうこくはのないについて

インプルエンザは、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が突然覚れる、感染力が強い病気です。学校においては、学校保健安全法施行規則第19条で、出席停止期間が決められております。

川崎市立学校においては、以前から、川崎市教育委員会と川崎市医師会との協議を踏まえ、感染症の拡大防止の観点から医療機関が発行する登校許可書の提出の協力を保護者様にお願いしていましたが、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時流行した場合の医療のひつ迫を回避するために、医療がひつ迫することが予想される令和4年12万から令和5年3月末までの期間、医療機関が発行する登校許可書の提出を求めないこととしておりましたが、この取り扱いを、当面の間延長するここといたしました。

インプルエンザと診断された場合は、次のインプルエンザ出席停止期間は十分療養し、医師の指導のもと、回復してから登校するようにしていただきますようお願いします。その際、保護者の方が下記の「インプルエンザ療養報告書」に療養経過を記入し、学校へ提出していただきますようお願いします。

【インフルエンザ出席停止期間の基準】

「<u>発症 した後(発熱の翌日を1日自として)5日を経過</u>し、かつ<u>解熱した後2日を経過</u>するまで出席停止とする。」

川崎市立藤崎小学校長様

いんなるえんざりょうようほうこくしょインフルエンザ療養報告書

年 組 児童氏名

はっしょう び	はつねつ ひ
■発 症 日	(発熱白)
ᆍᅲᇨᄓ	(元ポロ)

令和 年 月 Et

■受診日

令和 年 月 日

■診 断 名

いん s る えん ざ (型)

■受診医療機関名

しゆつ	せきてい し	にっすう	め やずひょう
- Ш	曲/宣 小	- 口米/-	日立 主
THE ILL	ボデル	_口奴	自安表

発症 日から の日数	がっぴ ようぴ 月日(曜日)	<mark>体 温</mark> ※1	が 解熱日に きる ご きる を記入 ※2
O 日目 はっしょうび (発 症 日)	/ ()	လ	
にちめ 1日目	/ ()	°C	
^{ふっか め} 2日目	/ ()	°C	
^{みっか め} 3日目	/ ()	°C	
ょっか め 4 日目	/ ()	°C	
いっか め 5 日目	/ ()	°C	
_{むいかめ} 6日目	/ ()	°C	
^{なのかめ} 7日目	/ ()	°C	
ょうか め 8日目	/ ()	°C	

※2 解熱日 (〇) の後、2日は出席停止

上記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過して、体調が回復しましたので、登校させます。

令和 年 月 日

保護者氏名